

平成30年2月7日(水曜日)

議事日程

平成30年2月7日(水)午後3時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度東庄町食肉センター特別会計補正予算
(第1号))

日程第 5 議案第 1号 統合小学校校舎新築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

1番 土屋光正君
2番 宮澤健君
3番 佐久間義房君
4番 板寺正範君
5番 花香孝彦君
7番 大網正敏君
8番 高木武男君
9番 鈴木正昭君
10番 山崎ひろみ君
11番 土屋進君
12番 宮崎正吾君
13番 鎌形寿一君
14番 城之内一男君

欠席議員

なし

出席説明員(6名)

町 長 岩田利雄君

副町長 金島正好君
総務課長 向後喜一郎君
まちづくり課長 林栄壽君
教育課長 五十嵐正憲君
教育課長 多田克己君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本忠男
次長 石毛美恵子
主査 岩瀬知博

(午後3時00分 開会)

議長(城之内一男君)

ただいまの出席議員は13人全員です。ただいまから平成30年東庄町議会第1回臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち報告します。地方自治法第121条の規定による本臨時会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日町長から議案の送付があり、これを受理しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番 宮崎正吾君、2番 宮澤健君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日一日限りに決定しました。

日程第3、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第1号、固定資産評価委員会委員の選任についての提案理由を申

し上げます。現在委員をお願いしております宇井秀雄さんが平成30年3月11日をもって任期満了となることから、新たに相馬政則さんを選任いたしたく、提案するものであります。

相馬さんは前任の宇井さんと同じく、永きにわたり金融機関に勤務されており、豊富な知識と経験を有する方であります。固定資産評価委員会委員として適任でありますので、同意をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

お諮りいたします。

ただいま議題となりました同意第1号は、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、平成29年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第1号）の専決処分について承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出の積立金のうち750万円を事業費に振り替えるものでございます。今回の補正は食肉センター冷却設備の室外機が台風等の強風と老朽化により破損し、早急な更新工事が必要となったためであります。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、12月28日に専決処分とさせていただきました。同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（城之内一男君）

まちづくり課長、林栄壽君。

まちづくり課長（林 栄壽君）

承認第1号、専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いします。

補正予算の内容につきましては町長の提案理由にもありましたとおり、歳入歳出の総額に変更はありません。2款1項・積立金、1目・財政調整基金積立金、1,000万円を750万円減額補正して250万円とし、減額した750万円を1款1項・事業費、1目・食肉センター管理費の施設整備補助金に振り替える補正予算を行ったものでございます。この補助金の支出先は東庄町食肉センター協同組合で組合が工事を行い、それを町が補助いたします。

専決処分の理由ですが、昨年12月に食肉センターの屋上に設置されている冷却設備の室外機が台風等の強風によるものと思われる事象で1機転倒し、その他4機も老朽化し、破損していることが分かりました。破損により冷却設備が使用出来なくなる恐れがあるため、早急な対応が必要となりました。この工事はオゾン層保護法に基づくフロンガス22の生産及び使用全廃に対するために、平成30年度に予定しております冷却設備更新工事の一部を前倒しして実施するものであります。なお、現在は更新工事に必要な冷却設備機器の製作中でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第1号））を採決します。

本案は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第5、議案第1号、統合小学校校舎新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第1号、統合小学校校舎新築工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は先般、制限付一般競争入札を行い、落札して業者と契約を締結したものであります。本案件につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、

関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

それでは、議案第1号、統合小学校校舎新築工事請負契約の締結について、内容をご説明申し上げます。

本工事執行にあたり、平成29年12月14日に制限付一般競争入札の公告をちば電子調達システムで行うと同時に、新聞発表並びに町ホームページにも掲載し、12月27日を期限に参加者の公募を行いました。結果、8社の応募があり、全社が参加資格を満たしておりました。

1月22日から29日を入札期間として、電子入札による一般競争入札を実施し、6社からの入札があり、このうち大和リース株式会社が1億6,248万円に消費税並びに地方消費税1,299万8,400円を加えた1億7,547万8,400円で落札いたしました。

この結果を受け、議会の議決を条件に同社と1月30日、工事請負契約を締結したところでございます。

なお、本入札では、東庄町建設工事等契約事務取扱規定第9条により、建築工事における最低制限価格を予定価格の80%としており、大和リース株式会社を含めた3社が最低制限価格で入札をしたため、電子入札システムによるくじ引きで落札者を決定しております。

本契約案件は、予定価格が5,000万円を超えることから議会の議決を得なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町の条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（城之内一男君）

これから質疑を行います。

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

4点ほど質問をさせていただきます。

町外の業者が落札されましたが、入札は公正公平な入札を保つ意味で重要である反面、地域を活性化させ移住者が増えるように雇用を確保する意味合いでも地元企業を育成しなければならないという考えもあるかと思えます。そこで、入札について、地域的な制限、新規の地元業者の参入を拒んでしまうような条件などがあれば、また徐々に緩和していくような考え方を広げていただきたいと思います。地元の企業の入札、応札があったのか伺わせていただきます。

次に、町でも落札予定の元請業者に地元の企業の活用に努めるようお願いしていると思いますが、国でも中小企業の利用の割合を増やす数値目標などを持っており、今までより割合的に数%でも多く地元企業が参加出来るように考えていただけるのか、地元企業の活用について伺わせていただきます。

次に、議会への説明と異なる点があると思ひまして、質問させていただきます。

議会の説明と異なって入札時に反映されていないという考えから意見を伺わせていただきます。

今回の議案名称となっております新築という表現、また、入札の公告内容の工事名として新築工事とあります。この新築という表現と入札公告内容の用途にあります相談室について2点伺わせていただきます。

先に、新築という表現について伺わせていただきます。

今まで、予算時や議会への説明の際には、増築、新築ではなく増築という説明をいただいております。正式な議会の議事録や仕様の事業所名称で見れば、予算時に増築工事は認めたものの、新築工事は明記されてなく、記録的には認めてない別の事業となってしまうと思ひます。増築とするのであれば、統一して増築と明記していただかなければ、事業名称の不一致は、将来、議事録を見た方や町民にはわかりづらく、増築工事と新築工事を同時に行ったと誤解されても仕方ないのではないのでしょうか。

一例を挙げさせていただきます。一例を挙げれば、この新築校舎の設計業務委託、9月の定例会の教育委員会の行政報告では、増築工事として設計を委託、9月の定例会の時の行政報告ですね、こちらで読ませていただいたんですけども、設計委託

した際には増築工事と設計を委託して、今回は新築工事としてあります。

もう一例としましては、予算時、予算の時の平成29年予算参考資料において、統合小学校校舎増築事業、1項に校舎増築工事として増築と明記、12月の定例会の補正予算時には、繰越明許費で統合小学校校舎新築事業、新築と明記しております。これらの設計と工事、また予算と繰越明許費、これらの2点で対になる事業であっても新築と増築という表現について異なっていると考えられますけども、この新築と増築という表現について、伺わせていただきます。

次に、入札の公告内容の用途について、相談室について伺わせていただきます。

平成29年度予算の承認後に更に児童数が、予算承認後に児童数が更に増えたことにより、教室が一つ不足することが判明いたしました。教材室を普通教室にする旨の説明をいただいております。その教材室は新しい校舎の相談室を教材室にする説明をいただきました。新しく建てる校舎の相談室と説明いただいているところを教材室にするという説明をいただいております。

また、9月の定例会、城之内議員の一般質問の中でも同様の答弁をいただいていると思います。

正式な設計図は確認しておりませんが、説明や答弁のとおりであれば、設計図には教材室、新しい校舎に建てる教室は教材室となっていると思われます。事実関係として先に教育課に今まで議会で説明している校舎の教材室について、過去の事実関係の確認として伺わせていただきたいと思います。

以上、1回目を終わります。

議長（城之内一男君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

私の方から地元企業の入札の参加はあったかという点と、地元企業の活用についてのご質問について、お答えをいたします。

地元企業につきましては、参加者の公募の時点で応募はございませんでした。

次に地元企業の活用についてでございますが、地域経済の活性化や町内業者の育成という観点から地元企業の活用については大変重要なことであると認識しております。町内業者の活用ということでは、入札の公告におきまして、落札者は施工にあたり、工事担当課と十分協議の上、町内業者の活用にも努めることと明記してお

ります。議決をいただき契約が成立した後、契約の相手方と担当課との協議の中で町内業者の活用について再度確認をし、また要請をしてみたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。お願いいたします。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、増築工事、校舎、それと新築、その辺の文言の違いにつきましてご説明させていただきます。

花香議員のおっしゃるとおり、予算参考資料及び実施設計業務につきましては、増築工事という形で今まで説明してまいりました。8月の議会全員協議会の中でも自分が増築工事という形でご説明をさせていただきました。実施設計が終わりまして確認申請を申請する段階で、渡り廊下につきましては増築と扱わないと香取土木の方の回答がありましたので、その中で新築という表現に変わった次第でございます。そのため、繰越明許費につきましても新築、及び今回の入札案件につきましても新築という言葉を使わせていただいているところでございます。

次に、相談室の用途ということですが、今まで増築、新築校舎の2階に相談室が一部屋あります。それにつきましては、今までの答弁の中では資材置き場という形の中で答弁させていただいた次第でございます。その後、学校との協議の中で、そちらにつきましては静かな場所なので相談室、健康相談等と活用させていただきたいというような内容もあります。今後、こちらの用途につきましては、学校と十分協議してより良い活用の方法を検討しながら協議してみたいと思います。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

増築と新築の違いにつきましては、渡り廊下が影響して名称が変わったということですので、その点につきましては理解したいと思います。

ただ、12月定例会の佐久間議員の一般質問にもありましたが、新校舎の建設につきましては、町民への周知不足であり、やはり新築という認識が薄いと感じてお

ります。新しく校舎を建てることを町民へ周知していただきたいのと、また工事関係車両に注意喚起する意味でも、早目に新築工事があるという旨を周知していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、相談室につきましては、今の説明だとちょっと混乱してしまっているところはあるんですけども、議会の方に対しましては教材室にするという話があったと思います。資材置き場はちょっと記憶にないので混乱しているんですけども、やはり今回入札の用途としまして、相談室ということで作られていると思います。

締結した契約の内容を変更する必要がある場合には、議決を経なければならないという議員必携の方にも載っていたんですけども、まだ契約が締結したわけではないんですけど、一応議会へのこの考え方としましては、恐らく議会の承認後は勝手に内容を変えてはいけないという意味合いから、当たり前のルールを明記したものと考えております。

今まで説明いただいてきた内容のとおり、発注、入札することは当たり前であると考えますが、新校舎2階の教材室を相談室に戻す、もしくは教材室を無くして違う用途にするということであれば、議会への説明と正式な発注内容とで違いが生じてきてしまいます。今まで議会へ説明してきた内容、もちろん町民への代表としての意味合いでの説明も含まれていると思うんですけども、変更が生じたということであれば説明が必要なのではないかと考えます。議会への説明と入札、発注内容が異なっているということであれば、ちょっと認めることが出来なくなってしまう恐れがあるんじゃないかなと思います。

また、別の角度から見させていただきますと、教材室を不要とする、今現在、北校舎の教材室を不要とするのであれば、統合計画の方と照らし合わせて見ますと、統合計画のとおり進められていないということになってしまうと思います。統合計画では教室が不足した場合、教室を増設する必要がある場合には、特別教室を簡易校舎で置き換えとなっております、ということは教材室を簡易校舎に作るということになると思うんですけど、そういう角度から見た場合の説明をお願いいたします。

あともう一点、失礼いたしました。地元業者の入札、応札につきましては、地元業者がなかったということではありますが、何か条件面など、どこか問題があったのであれば、今後、公正公平を保ちつつ、何らかの条件、何とかちょっと私にはわ

からないですけど、工期なのか価格なのか、いろいろ分析して考えてみていただいて、地域を活性化させ、移住者が増えるように雇用を確保する意味合いでも、地元企業を育成しなければという意味合いで地域経済を循環させる点でも、地元企業の活用をお願いします。

相談室について、もう一度お願いいたします。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは相談室につきまして、ご説明させていただきます。

2階の教室ということで相談室につきましては、普通教室と同じような形での当初の設計という形になっております。当然黒板もありますし、普通の手洗い場もありますし、という形の中で、普通教室としても活用出来るような教室という形になっております。そのため、大きな工事の内容の変更ということは全くございません。

ただ、そこにつきまして教材室にするか、それとも言語室の相談室にするかという形の中の変更は生じてくる可能性があると思います。それにつきまして、学校の使い勝手のいい、生徒のより活用のしやすい校舎ということの中で、今後学校と協議を進めていくという内容で、工事の内容につきましては全く変更についてはございません。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

5番、花香孝彦君。

5番（花香孝彦君）

確かに工事的には変更はないんだと思いますので、この入札の件につきましては反対するという考えは持てないというのは理解出来ました。ただ、やはり議会への説明としては教材室という説明をいただいておりますし、それ以降の考えについてはまだ説明をいただけていない部分だと思います。

また、城之内議員の一般質問の中の答弁においても、相談室を教材室にするという答弁をいただいているかと思っております。やはり議会の方への説明と違いが生じてくるのであれば、やはり議会の方と協議の場を設けていただいて、何か説明をし直すとか、そういうことをしていかなければならないのではないかと考えるのですけれ

ども、いかがでしょうか。別に協議の場を設けていただいて詳しく、ちょっと私の質問も上手に出来なかったところがありまして、他の方にうまく聞き取れてないのかと思いますが、詳しく説明していただく場をもう一度お願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（城之内一男君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

今後、この学校の利用方法、各教室につきましてどういう形で使用するという形も、現在小学校側と協議をしているところでございます。その内容が決まりまして平成32年度に統合小学校としてスタートする内容が固まり次第、また全員協議会等の場をお借りしまして内容をご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（城之内一男君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第1号、統合小学校校舎新築工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会にあたり、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、同意 1 件、承認 1 件、議案 1 件を上程させていただきました。原案のとおり可決、同意をいただきましてまことにありがとうございました。

さて、国政におきましては、先月 22 日から第 196 回通常国会が開催されております。この国会について安倍総理は、年頭記者会見で生き方改革国会であるとして子育て、介護など、それぞれの事情に応じた多様な働き方を可能とすることに 1 億総活躍の社会を実現するとのことであります。東庄町におきましても少子高齢化の進行など、様々な課題が山積をしておりますが、現在平成 30 年度当初予算案の作成に向け、作業を進めているところでございます。

子育て支援の充実、そして道路網の整備を初め、各分野で住民サービスの向上につながる施策を職員一丸となって展開してまいり所存でございます。議員各位には今後ともよろしくご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げますと共に、健康に留意され、益々のご活躍をご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

それでは、閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

第 1 回の臨時議会ということで皆さん慎重に審議に協力いただきまして、ありがとうございます。今後とも、風邪等も流行っておりますので、健康に留意して、また 3 月の議会の予算審査に向けて頑張っていきたいと思っております。どうもご苦労さまでございました。

これをもちまして、平成 30 年東庄町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 3 時 35 分 閉会）